

富労発基 0921 第 3-1 号
令和 4 年 9 月 21 日

関 係 各 位

富山労働局長

富山県最低賃金の改定及び業務改善助成金の活用に係る周知・広報について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、富山県（地域別）最低賃金を時間額 908 円（現行比 + 31 円）に改定する旨決定しました。本改定は、令和 4 年 10 月 1 日（土）に発効します。

富山県最低賃金は、年齢や雇用形態（正社員、パート、アルバイト等）にかかわらず、富山県内の事業場で働くすべての労働者に適用されることから、事業者及び労働者はもとより、県民に幅広く周知を図る必要があります。

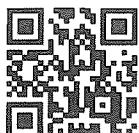
また、厚生労働省では、最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、「業務改善助成金」等様々な支援策を設けています。加えて、富山県において、業務改善助成金の上乗せ補助として「富山県賃上げサポート補助金」制度が設けられています。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、ポスター掲示、リーフレット配付並びに広報・機関誌及びホームページへの記事掲載等により、改定最低賃金額及び業務改善助成金の周知・広報に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同封のポスター、リーフレット等の電子データは、最低賃金特設サイトからダウンロードすることができますので、必要に応じて御活用ください。

最低賃金特設サイト（厚生労働省）

<https://pc.saiteichingin.info/>



☞ 最低賃金に関するお問合せは、富山労働局賃金室（☎ 076-432-2735）又は県内の各労働基準監督署へ